

# 補助金概要調書

補助金名	米子市企業立地促進補助事業			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23-5217(直通))			
補助対象者	市内において工場又は事業所の新設、増設又は移転を行う企業			
補助開始年度	平成10年度			
交付目的	市内において工場、事業所の新設、増設、移転を行う企業に対し、用地取得、固定資産税相当額、雇用について一定の補助をすることにより、製造業等の企業の立地を促進し、産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図る。			
補助金額と過去の補助実績 ( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	16,926千円 (16,926)千円	24,355千円 (24,355)千円	22,542千円 (22,542)千円	17,341千円 (17,341)千円
補助事業の内容	<p>製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、研究開発型事業の業種で、投下固定資産2億円以上(中小企業は5千万円以上。製造業以外は2千万円以上)、新規雇用者10人(中小企業は1人以上。製造業以外は3人以上)の企業</p> <p>用地取得補助金…土地取得に要する費用に対する補助 (工業生産設備7億円超かつ新規常用雇用者50人超のもの)</p> <p>工場立地促進補助金…投下固定資産に係る固定資産税相当額に対する補助</p> <p>雇用促進補助金…新規常用雇用者に係る費用に対する補助 (雇用期間が1年を超える者が10人以上(中小企業は3人以上)のもの)</p>			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	17,341千円(平成20年度)		
	内補助対象経費	17,341千円		
	補助対象経費の内訳	工場、事業所の新設、増設又は移転に係る土地の取得に要した経費…0円 投下固定資産に係る固定資産税額…9,541千円 新規常用雇用者の雇用に係る費用…7,800千円		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	用地取得補助金…土地取得に要する費用×3/10(3年間分割支払) 工場立地促進補助金…操業開始日の翌年度から3年度間の投下固定資産に係る固定資産税相当額 雇用促進補助金…新規常用雇用者数×30万円(年10万円×3年)		
	限度額	用地取得補助金…有 300,000千円 工場立地促進補助金…無 雇用促進補助金…無		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ( )	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	効果…企業誘致の取組において、企業の進出意欲を増大させる材料になるとともに、地場産業の育成策として、地元企業の設備投資や雇用増加を促進する際の大きな支援策となる。 検証方法…当該補助金は事後申請の形式を取っており、工場等の立地、固定資産税の支払、新規常用雇用者の雇用を確認の上、交付決定を行っている。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	近隣都市をはじめ、全国の主要都市は概ね企業誘致、企業立地に関する補助制度等の優遇措置を設けており、本補助制度を中止すれば、本市への企業誘致や既存企業の設備拡張が困難となり、また、既存企業の他市町村への移転を招く恐れもある。本市の産業振興のためには、新たな企業の立地や既存企業の設備拡張、雇用の拡大が必須であり、これを実現するためには、本補助制度による立地企業への優遇施策を継続する必要があり、現時点で終期を設定する状況ではない。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	・雇用促進補助金を一括払いから3年分割払いに改正 ・新産業都市指定に伴う固定資産税の特例に関する条例の廃止に伴い、用地取得補助金の交付要件及び交付申請時期を改正 ・用地取得補助金の補助対象経費から消費税額を除外し、3年分割払いに改正。雇用促進補助金の補助対象から補助申請時に既に退職した者は除外するよう改正			